

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp



県土整備部長賞

工 事 名 : 平成22年度第2342-イ-1号
えびの高原スポーツレクリエーション施設 製氷設備更新工事
施 工 者 : 江坂設備工業 株式会社
工事概要 : 屋外スケートリンク 面積2,040㎡
上記レクリエーション施設にかかる製氷設備更新工事ほか
発 注 者 : 営繕課

取組の概要

スケートリンクの製氷作業に当たっては、事前に実験を行い、最適な製氷条件を入念に確認するなど、品質向上のための努力が見られました。

また、メンテナンス面を考慮し、水抜きバルブの設置や、点検口の構造の変更を提案するなど、管理者側の立場での積極的な提案が評価されました。

11

2012.NOV

No.457

目 次

◇平成24年11、12月行事予定	1
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（10月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第7回常務理事会を開催	3
2. 第7回宮崎県県土整備部との意見交換会を開催	4
3. 「公共工事労務費調査説明会」を県内8箇所、県内全業者を対象に開催！	5
4. 公共事業労務費調査(24.10月調査)最終対策説明会を開催	6
5. 平成25年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について	7
6. 住宅セーフティネット整備推進事業について	8
7. 労働災害減少に向けた緊急要請について	10
8. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！	11
9. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！	12
◇雇用改善コーナー	
1. 宮崎県産業開発青年隊への求人申込みについて	13
2. 障害者の法定雇用率が引き上げられます！	14
3. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金	15
◇技士会	
1. 「監理技術者講習」のお知らせ	17
2. 継続学習制度（CPDS）について	17
◇建退共	
1. 平成24年度建退共制度普及協力事業所に対する理事長表彰を伝達	18
2. 建退共宮崎県支部の概況	18
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）	19
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（9月分）	19
◇建災防	
1. 「木造家屋建築工事現場の労働災害」が大幅に増加しています！	20
2. 「宮崎県最低賃金の改定」について	20
◇火薬保安協会	
1. 24年度火薬類取扱保安責任者等試験結果	21
2. 講習会の日程について	21
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）	22
2. 中間前金払制度のご案内	23
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成24年度建設業経理検定試験のご案内	24
◇書籍等のご案内	
国土交通省総覧	28
◇財建設業福祉共済団からのお知らせ	
育英奨学金後期分29,514,000円、243名に給付!!	29

平成24年11月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木	全国建設業協会全国建設労働問題連絡協議会（東京）		
2	金	宮崎県知事雇用改善推進表彰式		
3	⊕	文化の日	文化の日	文化の日
4	⊗			
5	月		基金事業主・事務責任者合同説明会（西都、高鍋）	
6	火		基金事業主・事務責任者合同説明会（都城） 基金三井住友信託銀行お取引先懇談会（福岡）	
7	水	宮崎県建設業協会平成24年度建設雇用改善推進表彰式（宮崎）	宮崎県産業安全衛生大会（佐土原）	
8	木	九州整備局今後の取り組みについての第1回WG（福岡）	基金事業主・事務責任者合同説明会（延岡） 建退共事務担当者会議（大分）	火薬類保安講習（西都）
9	金		基金事業主・事務責任者合同説明会（高千穂） 不整地運搬車運転技能講習（11日まで延岡）	
10	⊕			
11	⊗			
12	月	宮崎県建設業協会建設現場等見学会（日向工業高校）		
13	火		基金事業主・事務責任者合同説明会（日向）	
14	水		基金事業主・事務責任者合同説明会（串間）	火薬類爆発実験（延岡）
15	木	九州建設業協会労務対策委員会（熊本） 宮崎県建設業協会建設現場等見学会（宮崎工業高校） 九州技士会と九地整との意見交換会（福岡）	基金事業主・事務責任者合同説明会（日南）	全建協連役員会（東京）
16	金		基金九地協事務職員研修会（福岡） 車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（17日まで清武）	
17	⊕			
18	⊗			
19	月	宮崎県建設業協会土木労務委員会（宮崎） 宮崎県建設業協会常務理事会及び県との意見交換会	基金納入告知書発送 建災防全国事務局長会議（東京）	
20	火	宮崎県建設業協会建設現場等見学会（宮崎農業高校）	基金事業主・事務責任者合同説明会（東諸）	
21	水	九州建設業協会西日本建設業保証（株）との意見交換会（沖縄） 雇用管理研修（宮崎）	雇用管理研修（宮崎） 基金事業主・事務責任者合同説明会（小林） 基金企業年金連合会ステップアップ研修（22日まで東京）	
22	木		高所作業車運転技能講習（24日まで清武）	全建協連事務局長会議（東京）
23	⊕	勤労感謝の日	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24	⊕			
25	⊗			
26	月		基金事業主・事務責任者合同説明会（宮崎）	保証会社取締役会（大阪）
27	火	監理技術者講習（宮崎）		
28	水	全国建設業協会全国会長会議（東京） 九州建設業協会技術担当職員研修会（鹿児島県）		
29	木			
30	金			火薬類爆発実験（延岡）

平成24年12月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	㊥			
2	㊦			
3	月			
4	火		職長、安全衛生責任者教育 (5日まで清武)	
5	水			
6	木	九州建設業協会総務・経理担当職員研修会(沖縄)	建災防木造建築パトロール	火災類保安講習(宮崎)
7	金			
8	㊥			
9	㊦			
10	月			
11	火			
12	水	宮崎県建設業協会常務理事会及び県との 意見交換会		
13	木		基金三井住友信託銀行資産運用セミナー(福岡)	
14	金		車両系建設機械(整地、掘削) 運転技能講習(15日まで延岡) 災防団体連絡協議会(宮崎)	
15	㊥			
16	㊦			
17	月		基金納入告知書発送	
18	火			
19	水	全国技士会事務局長会議(東京)	基金九地協宮崎部会役員会、事務職員 合同研修会(宮崎)	
20	木			
21	金			
22	㊥			
23	㊦	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日
24	㊦	振替休日	振替休日	振替休日
25	火			
26	水			
27	木			
28	金	仕事納め	仕事納め	仕事納め
29	㊥			
30	㊦			
31	月			

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内(24.10月分)

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	平成24年度(下期:25.3.11)第13回建設業経理士(1・2級)・ 第32回建設業経理事務士(3・4級)のご案内	建設業振興基金	html

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。
当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き(10月1日～31日)

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	(株)栄興建設	TEL	0985 - 85 - 8889	0985 - 65 - 5988

【退 会】

地区名	会社名	代 表 者 名
宮 崎	(株)福井工務店	福 井 輝 文

宮崎県建設業協会

1. 第7回常務理事会を開催

平成24年10月11日（木）午後1時30分、ホテルメリージュ2階「翡翠の間」において開会された。

議題については次のとおり。

議題1 上半期事業報告及び中間監査報告について

大谷課長が、10月10日（水）児玉・相葉・神中監事による中間監査を実施し、指摘事項等なかったことを報告し、資料1に基づき、上半期の事業報告と決算報告を行った。中間決算は、総会費が通常総会での藤井教授の講演料支出と、調査研究費が一般社団法人移行準備のため実施した不動産鑑定料支出が原因で、予算執行率が100%を超過したことを説明して承認された。



常務理事会

議題2 平成24年度建設雇用改善推進表彰事業者推薦について

大谷課長が、資料2に基づき、本年度の雇用改善推進表彰の候補者が、3事業所と8個人が推薦され、候補者全員が資格要件をクリアしていることを報告し、全会一致で承認された。

議題3 九州建設業協会会長会議の報告について

(1) 九州地方整備局依頼のWG設置について

樫村局長が、資料3に基づき九建会長会議の報告を行い、6月に実施された九地整との意見交換会で出された課題を解決するため、WGが設置されることになったことを報告した。WGの人は、技士会と土木委員会の長である竹尾会長が選任されて、残りの2名は竹尾会長と事務局で人選することが承認された。

(2) 佐藤信秋参議院議員の出版記念パーティー並びに後援会副会長就任について

佐藤信秋参議院議員のパーティー券について、九州各県が50万円で足並みを揃えることを報告した。本県は各地区協会と建産連加入団体に1万円宛、購入の協力を依頼することが了承された。また、全国の建設業協会会長が、同議員の後援会副会長に就任することが併せて報告された。

議題4 その他

(1) 自民党県連国政に関する要請への回答について

樫村局長が資料4に基づき、今年7月に自民党県連を通して行った国政への要望について回答があったことを報告した。

(2) 金融円滑化法期限切れに伴うセミナー開催の案内について

樫村局長が資料5に基づき、九地整から来年3月で期限切れになる金融円滑化法対策セミナーについて開催の提案があったことを報告して、本会としても開催を要請することになった。

(3) 労務費調査最終対策説明会の開催について

大谷課長が資料6に基づき、労務費調査対象企業の最終対策説明会参加申込み状況を説明して、参加への協力依頼を行い了承された。

(4) 東九州自動車道と九州中央自動車道の早期整備に係る国等への要望活動について

樫村局長が資料7に基づき、県商工会議所連合会から要請を受けた、国等への要望活動の説明を行い、本会も発起人として参加することが承認された。11月2日（金）の要望活動には、永野会長が出席することになった。

(5) 県家畜防疫演習の開催について

檜村局長が資料8に基づき、県家畜防疫演習開催について説明を行った。各地区協会は、振興局と市町村窓口に積極的に働きかけを行うことが承認された。また11月8日（木）に開催される同研修会には事務局が参加して、結果を常務理事会に報告することになった。

(6) 「全国なぎさシンポジウム in みやざき」開催に伴う参加依頼について

檜村局長が資料9に基づき、「全国なぎさシンポジウム in みやざき」開催について説明を行い、各区地区協会に参加を要請することが承認された。

議題5 県との意見交換会について

檜村局長が意見交換会は県からの情報提供がないこと、資料10に基づき事前資料を準備したことを説明した。

議題6 アンケート（従業員数・資格保有等）の実施について

大谷課長が資料11に基づき、10月9日（火）に施行したアンケート調査について説明を行った。今後の要望活動に活用するため、回収率を100%にすること、将来も定期的に実施したいことを説明し、承認された。

議題7 宮崎県入札契約制度改革に対する本会の意見について

9月24日（月）に開催された臨時常務理事会の継続審議事項として、入札契約制度改革に対する各地区の意見が報告された。本会としての意見は継続して協議することになった。

議題8 次回常務理事会の開催日について

次回の常務理事会は11月19日（月）に決定した。また、12月の常務理事会は12月12日（水）に決定した。以上、すべての議題を協議して終了した。

2. 第7回宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成24年10月11日（木）午後3時30分、ホテルメリージュ2階「琥珀の間」において開催された。出席者は次のとおり。

◇県土整備部

管理課：江藤部参事兼課長、田村課長補佐、高妻主幹、串間主幹、宮田主査
技術企画課：前田課長、木下課長補佐、森主幹、岩切主幹、日高主査

◇宮崎県建設業協会

永野会長、山崎・川上・谷口副会長
淵上・林・仁科・河野・甲斐・竹尾常務理事

開会にあたり永野会長が「前月は課長不在にも拘わらず、意見交換会が開催されたことにお礼を申し上げる。本日も忌憚のない意見交換ができるようによろしくお願いしたい」と挨拶した。

続いて、江藤課長より「9月の意見交換会は、県議会開会前を利用して、東北地方の視察を行ったため欠席した。県からは宮城県と福島県に5名派遣している。特に石巻市には港湾関係でゼネコン対応ができる人材を土木から2名派遣している。また九州北部豪雨の支援活動として、来年3月まで大分県と熊本県にも1名ずつ派遣する。被災地の復興支援が続く限り、数ヶ月間は人員的に厳しい状態が続くが、その間に本県に災害が起こらないよう祈りたい。

9月議会では、産業活性化特別委員会で地産地消が



永野会長挨拶

テーマになった。内容的にも県土整備部が主体のため、件数の97～98%と金額の95%は県内発注であることを報告した。また、同委員会では入札制度の話まで及んだ。入札制度については自民党県議がP Tを作ったこともあり、常任委員会よりも踏み込んだ話ができると感じた。本日の意見交換会もよろしくお願ひしたい」と挨拶された。

引き続き、永野会長が議長になり意見交換会に移った。本会の意見は次のとおり。

- ① 入札不調の案件が発生して、土木事務所から地区協会に相談があったが、歩掛りについて現場に応じた指導をしていただきたい。
- ② 機種選定について現場に合わない場合がある。生コンは小型割り増しがあるため、量が多いほど業者の手出しが増える。
- ③ 社会保険問題だが、すでに国土交通省は施工体制台帳に記載していない業者は工事ができない状態になっている。県の見解は如何か。
- ④ 県議と県土整備部に本会を含めた意見交換会の機会を作りたい。

県の回答は次のとおり。

- ① 入札不調にならないように、実態に合った設計に努めたい。また問題があれば協議をしたい。
- ② 小型車割り増しについては、実態に合った取り扱いに努めたい。
- ③ 社会保険対策は、県も基本的には国と同じ対応である。2年ごとの入札参加資格更新時に、今回は念書を求めるが、次回は更新できないことになる。一律に5年の猶予があるという解釈ではない。また、元請けが下請けを指導することになるが、契約解除を要求するものではない。11月からマニュアル通り施工体制台帳に記載することになる。

以上、意見交換会を終了した。



江藤課長挨拶



意見交換会

3. 「公共工事労務費調査説明会」を県内8箇所、県内全業者を対象に開催！

公共工事の積算に用いられる設計労務単価は、毎年、国が実施する公共工事労務費調査において決定される。

しかし、その単価も平成11年度頃をピークに年々減少しており、昨今の入札制度改革や建設投資の大幅な減少が労務単価の減少に拍車を掛け、価格競争の激化、安値受注、利益低下、賃金低下、労務単価の低下、予定価格の低下といった悪循環に陥っており、この負のスパイラルが業界を更に疲弊させている。

また、この調査の実態として、全体で約3.5割にものぼる標本が「就業規則等の未提出」、「所定労働時間が法定労働時



三宅昌規講師
(T・M安全労務企画代表)

間以内であることが確認できない」、「賃金台帳等に受領印がない」等から棄却されている状況であり、その率を減少させることも改善の一つであると言われている。

本会においては、こういった状況を鑑み、実態に即した職種の選定や所定労働時間、実物給与、下請けへの指導など、調査票の記入も含めて正しく理解していただくために「公共工事労務調査説明会」を宮崎県建設業協会主催、宮崎県県土整備部共催のもと平成23年度より実施（会員企業向けの説明会は22年度より実施）しており、本年度も三宅昌規講師（T M安全労務企画代表：大分）をお招きして、県内5千業者を対象に棄却率の減少や雇用改善の管理・徹底の推進を図った。

研修会は、8月21日から8月30日にかけて県内8箇所において開催し、総勢約1,000社が受講した。



宮崎会場

労務費調査研修会参加企業数

会 場	会 員	非会員	小 計 (社)
日 向	49	98	147
西 都	20	59	79
小 林	23	52	75
日 南	46	44	90
宮 崎	54	228	282
西臼杵	19	15	34
延 岡	26	156	182
都 城	34	106	140
合 計	271	758	1,029

有効標本率、棄却率(平成23年度10月調査)

県 名	有効標本率		棄 却 率		全体
	22調査	23調査	22調査	23調査	
宮 崎	69.8%	73.3%	30.2%	26.7%	100%
鹿児島	79.2%	72.7%	20.8%	27.3%	100%
九 州	64.3%	65.8%	35.7%	34.2%	100%
全 国	62.4%	65.5%	37.6%	34.5%	100%

4. 公共事業労務費調査(24. 10月調査)最終対策説明会を開催

本会の最重要課題事項として位置付けられている労務単価の減少について歯止めあるいはくさびを入れるため、本年度は、2本立ての一つの事業として、公共事業労務費調査（24.10月調査）に選定（国・県工事）された会員企業並びに下請・協力会社を対象に、平成24年10月23日（火）に最終対策としての説明会を、宮崎観光ホテル東館3階「緋耀の間」で開催した。

8月の説明会に引き続き、講師として三宅昌規先生にご依頼し、職種の適正な選定や現場の就労実態に合った調査の対応などに重点をおいた説明をいただいた。会員企業である元請会社並びにその下請会社・協力会社から参加のあった約80社は、熱心に聞き入り、説明会終了後も、個別対応として相談を受けていた。

最終対策説明会は、現行の調査システムの対策として、国の記入要領説明会が終了し、最終提出する間の期間に設定して、数ヵ年実施するものである。



永野会長挨拶



三宅昌規講師



最終対策説明会

5. 平成25年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について

(指定管理者：学校法人 宮崎総合学院)

平成25年度の産業開発青年隊隊員を次のとおり募集いたします。

◎選考試験日・受験願書受付期間及び選考試験会場等

項 目	内 容			
募集定員	課 程	定 員		
	施工管理課程	40名(男・女)		
	専攻課程	20名(男・女)		
	計	60名(男・女)		
選考試験の区分	選考試験日	発表日	受験願書受付期間	選考試験会場
推薦選考試験 募集定員 (施工管理課程 24名 専攻課程 12名)	平成24年 10月6日(土)	平成24年 10月12日(金)	平成24年 9月10日(月) } 平成24年10月1日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
一般選考試験 Ⅰ	平成24年 11月24日(土)	平成24年 11月30日(金)	平成24年11月1日(木) } 平成24年11月19日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊) 宮崎県延岡総合庁舎
一般選考試験 Ⅱ	平成25年 2月9日(土)	平成25年 2月15日(金)	平成25年 1月15日(火) } 平成25年 2月4日(月)	〃
一般選考試験 Ⅲ	平成25年 3月22日(金)	平成25年 3月25日(月)	平成25年 3月4日(月) } 平成25年 3月18日(月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)

※各課程とも定員に充足次第募集を中止致します。

選考試験概要(各会場共通)

推薦選考試験		一般選考試験	
受付	10:00～10:20	受付	10:00～10:20
説明	10:20～10:30	説明	10:20～10:30
面接	10:30～(1人10分程度)	作文	10:30～11:30
		面接	11:40～(1人10分程度)

◎応募資格Ⅰ(入隊資格)【(各課程共通：原則として、県内在住者又は県内出身者とする。

昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者(平成25年4月1日現在で、18歳以上30歳以下)】

1 施工管理課程(教育訓練期間は4月から翌年2月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者。

2 専攻課程(教育訓練期間は4月から翌年2月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者)又は、これと同等の学力を有すると認められる者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者。

◎応募資格Ⅱ(選抜方法)

1 推薦選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。
- 2) 高等学校を卒業見込みの者で、進学用調査書において出席率が95%以上であり、合格した場合入隊することを確約できる者。

2 一般選考試験

- 1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

6. 住宅セーフティネット整備推進事業について

民間住宅活用型 住宅セーフティネット整備推進事業 平成24年度 国庫補助事業

「住宅セーフティネット整備推進事業」は、既存の民間賃貸住宅の質の向上と、空家を有効に活用することにより住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築するため、住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空家のある民間住宅の改修工事に要する費用の一部を国が直接補助するものです。

住宅セーフティネット整備推進事業の要件について

補助を受けるための主な要件は以下の通りです。

1. 対象住宅

補助対象となる住宅は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化に取り組む地方公共団体との連携が図られる区域内※で、1戸以上の空家（改修工事着工時点で入居者募集から3ヶ月以上人が居住していないもの）があること（戸建て・共同住宅は問わない）
 - ② 改修工事後に賃貸住宅として管理すること
 - ③ 原則として空家の床面積が25㎡以上であること
 - ④ 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を有するものであること 等
- ※区域については、裏面に掲載しているホームページでご確認下さい。

2. 改修工事について

対象となる改修工事は、空家部分又は共用部分における「耐震改修工事」「バリアフリー改修工事」又は「省エネルギー改修工事」のいずれかを含む工事です。

工事種別	概要
耐震改修工事	現行の耐震基準に適合させる改修工事
バリアフリー改修工事	「手すりの設置」「段差の解消」「廊下幅等の拡張」「エレベーターの設置」のいずれかの工事
省エネルギー改修工事	「窓の断熱改修」「外壁、屋根・天井又は床の断熱改修」「太陽熱利用システム設置」「節水型トイレ設置」「高断熱浴槽設置」のいずれかの工事

3. 改修工事後の賃貸住宅の管理について

改修工事を実施した賃貸住宅については、10年間は次の(1)～(5)等に従い管理することが必要です。（住宅の所有者が賃貸人でない場合は転貸人と確認書を取り交わすことが必要）

- (1) 改修工事後の最初の入居者を住宅確保要配慮者（下記の①～⑤に該当する者）とすること（募集を開始してから3ヶ月以上の間入居者を確保できない場合は、そのほかの者を入居させることも可能です。）
 - (2) 住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと
 - (3) 地方公共団体又は居住支援協議会から要請を受けた場合、当該要請に係る者を優先的に入居させるよう努めること
 - (4) 災害時において被災者の利用のために提供する対象となる住宅であること
 - (5) 改修工事後の家賃について、都道府県ごとに定められる家賃上限額を超えないこと 等
- （例：東京都 111,000円、大阪府 106,000円、愛知県 94,000円）

住宅確保要配慮者

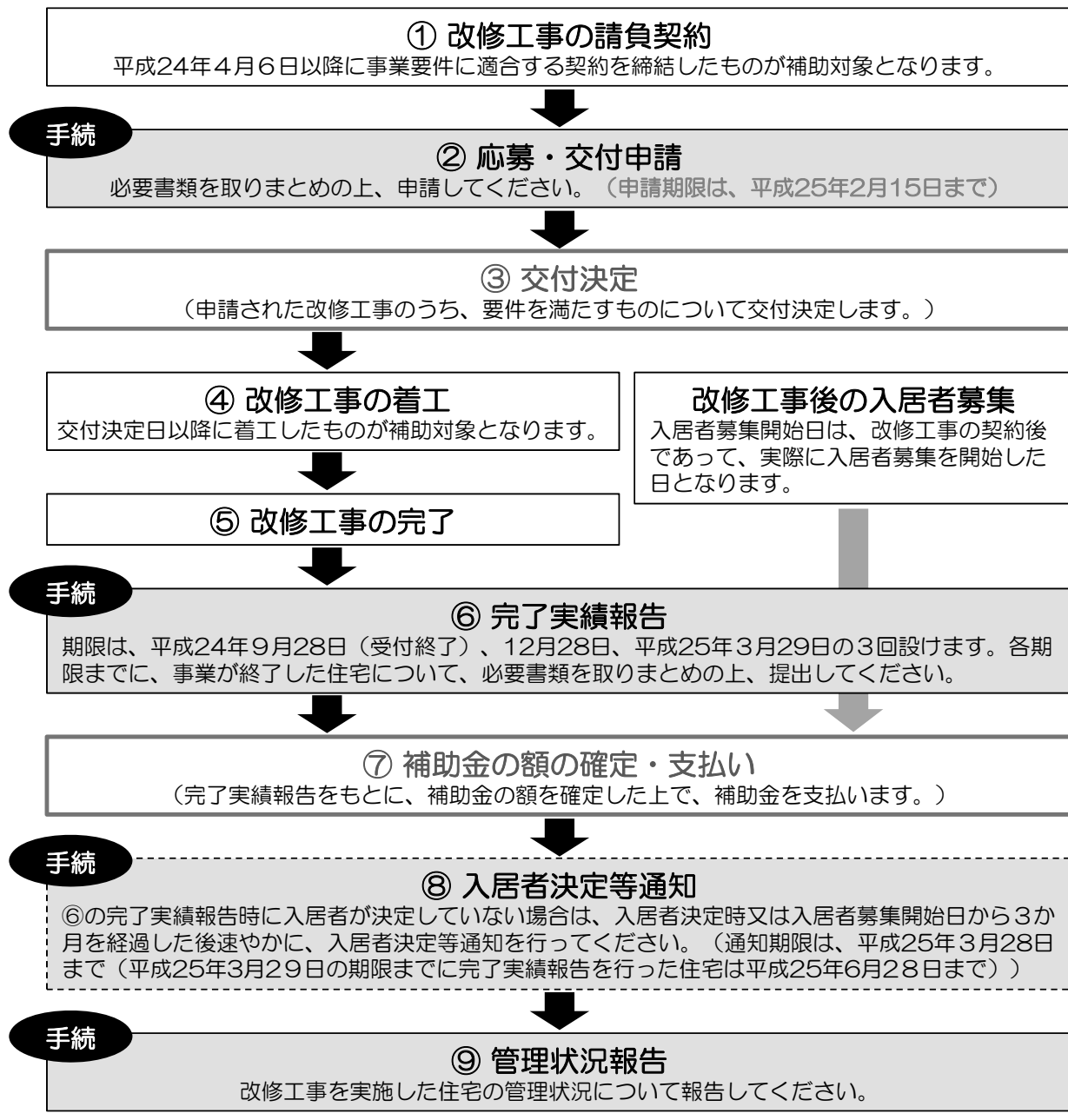
- ① 高齢者世帯 ② 障がい者等世帯 ③ 子育て世帯 ④ 所得が214,000円を超えない者
 - ⑤ 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯
- ① 高齢者世帯：60歳以上の単身の者、60歳以上の者とその配偶者等
② 障がい者等世帯：入居者又は同居者に身体障がい者、精神障がい者等がいる世帯 ③ 子育て世帯：同居者に18歳未満の者がいる世帯
④ 所得が214,000円を超えない者：所得とは、年間の所得金額から扶養親族控除などを控除した額を12で除した額です。世帯構成等により異なりますが、単身世帯の場合は年収約380万円以下、2人世帯（うち1名は扶養親族）の場合は年収約430万円以下がおおよその目安となります。
⑤ 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画に定めるもの

補助金の額、補助率について

【改修工事あたり補助額】改修工事費用の1／3（空家戸数×100万円を限度とします。）
※空家部分については、バリアフリー改修工事又は省エネルギー改修工事の費用のみが補助対象です。

事業の実施方法・進め方

事業の流れは以下のとおりです。補助事業者は、「手順」と書かれているタイミングで、定められた書類を提出する必要があります。



問い合わせ先・応募・交付申請書類の提出先

名称：民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室
(平成24年5月25日から申請受付開始)

住所：〒103-0027

東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル5F

電話：03-6214-5690

[受付：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:30～17:00]

ホームページ：<http://www.minkan-safety-net.jp>

「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」と検索して下さい。

7. 労働災害減少に向けた緊急要請について

労働災害による休業4日以上之死傷者数は平成22年、23年と2年連続で増加しました。このような事態は、実に33年ぶりのことです。

この間、厚生労働省においても、労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導の実施など、労働災害の減少に向けた様々な取組を行ってきました。また、関係団体に対しても、労働災害防止対策の推進を要請しました。

しかし、平成24年に入っても、その増加傾向には歯止めがかからず、今年の8月末までに発生した労働災害の件数は、昨年8月末までに発生した件数と比べて7.9%の増加となっています。この傾向が続けば3年連続で労働災害が増加するという極めて憂慮すべき事態も想定されます。

このため、別添のとおり労働災害の減少に向けた緊急要請をいたします。貴団体としての取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

労働災害減少に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆さまのご尽力もあり、長期的には着実に減少してきましたが、平成22年、23年と2年連続で増加しました。このような事態は、実に33年ぶりのことです。

この間、厚生労働省においても、労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導の実施等、労働災害の減少に向けて様々な取組を行ってまいりましたが、平成24年に入ってもその増加傾向には歯止めがかからず、8月末現在で対前年比7.9%の増加となっています。この傾向が続けば3年連続増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

労働災害が増加に転じた背景には、様々な要因があります。リーマンショック以降の生産水準の回復や東日本大震災の復旧・復興工事の影響もその一因と考えられます。しかしながら、着実に減少していた製造業や建設業の労働災害が増加に転じた背景には、厳しい経営環境の中での安全衛生管理体制の劣化があることが懸念されます。また、第三次産業や陸上貨物運送事業の労働災害は、長期的には労働災害全体が減少する中でも、横ばい傾向を続けてきました。特に第三次産業は、全労働者数に占めるウェイトが高くなる中、必ずしも十分な安全管理体制が確保されていないことが危惧されます。さらに若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対して効果的な安全衛生教育が実施されているでしょうか。

いずれにしても、いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。事業者の皆様におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請します。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害の防止に努めていただきますよう、要請いたします。

一、安全衛生管理体制の充実

一、個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施

一、「見える」安全活動など創意工夫した効果的な自主的安全衛生活動の実施

平成24年9月28日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 宮野 甚一

8. 下請債権保全支援事業が平成25年3月31日まで延長されました！

下請建設企業・資材業者のみなさんへ

『取引先が倒産しても、確実に工事代金の支払いを受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

下請債権保全支援事業

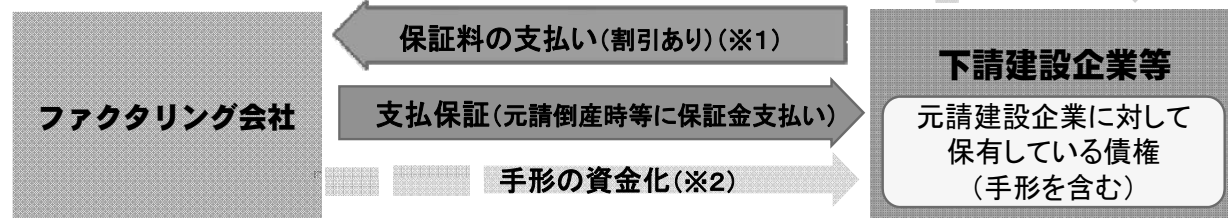
(債権支払保証事業)



下請建設企業等が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

制度の概要

- 債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく(例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても)支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に支払う保証料の一部が軽減されます。
- 保証を受けられる時点は、原則として手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からです【個別保証】。
なお、個々の下請工事等ごとに、下請契約等の締結段階からも保証を受けられます【枠保証】。
- 東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権も対象となります。



(※1)保証料の割引は、保証料の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。

保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。

(※2)一部のファクタリング会社では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

保証申込検討時のお問い合わせはこちらへ

■ファクタリング会社(順不同・随時更新)

北保証サービス株式会社(*・枠)	011-241-8654
みずほファクター株式会社(枠)	03-3286-2260
昭和リース株式会社(*・枠)	03-4284-1250
りそな決済サービス株式会社	03-5640-8695
株式会社建設経営サービス(*・枠)	03-3545-8562
SMBCファイナンスサービス株式会社(*・枠)	03-5444-1522
三菱UFJファクター株式会社(枠)	03-3251-8392
東京センチュリーリース株式会社(枠)	03-5209-6740
オリックス株式会社(*・枠)	06-6578-1650
株式会社建設総合サービス(*・枠)	06-6543-2843

(*)手形の資金化に対応しているファクタリング会社

(枠)枠保証に対応するファクタリング会社

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成24年1月更新)

9. 地域建設業経営強化融資制度が平成25年3月31日まで延長されました！

元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、
融資を受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

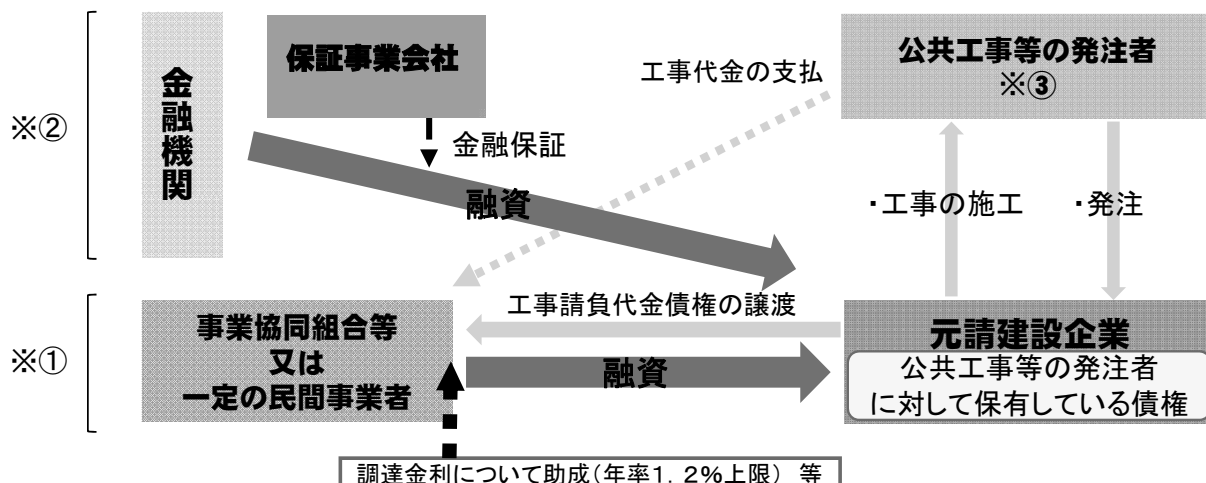
地域建設業経営強化融資制度



公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等（がれきの処理等）を受注した場合も対象となります。



※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)

※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)

※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

融資のご相談はこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
財団法人建設業振興基金 業務第一部	03-5473-4575

※①・③について

融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

※②について

北海道建設業信用保証株式会社	011-221-2092
東日本建設業保証株式会社	03-3545-5125
西日本建設業保証株式会社	06-6543-2944
(順不同)	

～制度の期限が平成25年3月31日まで延長されました～



国土交通省

(平成24年1月更新)

1. 宮崎県産業開発青年隊への求人申込みについて

平成24年11月 1 日

宮崎県建設技術センター
(指定管理者：学校法人宮崎総合学院)
センター長 中 戸 正 一

平成24年度宮崎県産業開発青年隊員への求人について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

宮崎県産業開発青年隊の教育ならびに就職につきましては、日頃よりご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、平成24年度宮崎県産業開発青年隊は、現在、施工管理課程（1年）隊員17名、専攻課程（2年）隊員6名が建設技術者になるべく、日夜勉学に励んでいるところであります。

本年度も、県内への就職を希望する隊員がおります。産業開発青年隊の教育趣旨をご理解いただき、是非求人のお申し込みをしていただくようお願い致します。

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 手続き先 | 各地区のハローワーク
※手続き終了後、求人票の写しを建設技術センターまで提出してください。
(FAXでも構いません。) |
| 2 | 注意事項 | 求人申込書の学歴欄に、 <u>産業開発青年隊修了見込みの者</u> と必ず明記してください。 |
| 3 | 問合せ先 | 宮崎県建設技術センター 指導係長 下川 泰雄 |

3 問合せ先 宮崎県建設技術センター 指導係長 下川 泰雄

E-mail : ke-shimokawa@msg.ac.jp

住 所 〒889-1602 宮崎県宮崎市清武町今泉丙2559-1

電話番号 0985-85-1600 FAX番号 0985-85-2991

記入例(表面)

0000-000 000- 業 ハローワーク建設

(産) 土木技術者

土木工事における現場管理等 宮崎県産業院発着年修修了見込の者

普通自動車免許(AT不得)

1 1

0.1 宮崎県宮崎市御丸町131

2 35 23 若年者対象

800 1700

5 2

111 半卒年修修了 (12/28~1/4)

2 10 112

100 40 10

1 60 65

[illegible]

2. 障害者の法定雇用率が引き上げられます！

事業主のみなさまへ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意くださいますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
 - ・ 障害者雇用状況の報告
 - ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出
- など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(LL240620障01)

3. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金

平成24年4月1日現在

1. 労働者を新たに雇い入れる場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
特定就職困難者雇用開発助成金 (特定求職者雇用開発助成金)	障害者、高齢者(60～64歳)等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	【高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 対象者1人につき、90万円(短時間労働者※)は60万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円) 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 対象者1人につき、240万円(短時間労働者※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
高齢者雇用開発特別奨励金 (特定求職者雇用開発助成金)	65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により所定労働時間が週20時間以上の1年以上雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	対象者1人につき、90万円(短時間労働者※)は60万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	派遣先である事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に派遣先である事業主に対して助成	【期間の定めのない雇用の場合】 対象者1人につき、100万円 【有期雇用の場合】 対象者1人につき、50万円	都道府県労働局 ハローワーク
試行雇用奨励金	職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等についてトライアル雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額4万円(最長3か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金	大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人又は被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を出し、正規雇用した事業主に対して助成	対象者1人につき、100万円(1事業所につき1人まで)、震災特例の場合120万円(1事業所につき震災特例対象者10人まで)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金	中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て正規雇用に移行させた事業主に対して助成	【有期雇用期間】 対象者1人につき、月額10万円(最長3か月間) 【有期雇用終了後に正規雇用に移行させた場合】 対象者1人につき、50万円(震災特例の場合60万円)	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者等 ステップアップ雇用奨励金	週20時間以上の就業を目指す精神障害者及び発達障害者についてステップアップ雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額2万5千円(最長12か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
発達障害者雇用開発助成金	発達障害者をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
難治性疾患患者雇用開発助成金	難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者雇用安定奨励金	精神障害者を新たに雇い入れ、又は休職者を職場復帰させ、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った場合に助成	【精神障害者支援専門家活用奨励金】 専門家の雇入れ1人につき180万円(短時間労働者は120万円)(ただし、賃金額が上限) 専門家の委嘱1回につき1万円(1年間24回を上限) 【社内精神障害者支援専門家養成奨励金】 精神保健福祉士等の受験資格を得る講習に要した費用の2/3(上限50万円) 【社内理解促進奨励金】 精神障害者の支援に関する知識を習得する講習に要した費用の1/2(1回あたり上限5万円) 【ピアサポート体制整備奨励金】 社内の精神障害者を精神障害者の雇用管理に関する業務の担当者として配置した場合5万	都道府県労働局 ハローワーク
障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	障害者雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に助成	対象者1人目を雇用した場合に限り、100万円	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業基盤人材確保助成金	中小企業労働力確保法における改善計画の認定を受けた中小企業事業主が、認定計画に基づき健康・環境分野等に該当する事業への新分野進出等の基盤となる人材を雇い入れた場合に助成	対象者1人につき、140万円、最大5人まで。	都道府県労働局 ハローワーク

2. 労働者の雇用を維持する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
中小企業緊急雇用安定助成金	景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、出向を行って労働者の雇用を維持した場合、かかった費用の一部を助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の4/5 (教育訓練を行った場合は訓練費を上乗せ) 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の4/5	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業定年引上げ等奨励金	65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止等を実施した中小企業事業主に対して助成	企業規模や導入した制度に応じ、20～120万円を支給	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター雇用支援課等(都道府県高齢・障害者雇用支援センター)

3. 再就職支援等を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
労働移動支援助成金 (再就職支援給付金)	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高齢者等のうち、再就職を希望する方に求職活動等のための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うとともに、再就職に係る支援を職業紹介事業者等に委託し、再就職が実現した中小企業事業主に対して助成	委託費用の1/2(対象被保険者が55歳以上の場合は2/3) 上限40万円、300人分を限度	都道府県労働局 ハローワーク

平成 24 年 4 月 1 日現在

4. 労働者の能力開発を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
キャリア形成促進助成金	雇用する労働者を対象として、職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発の支援を行う事業主に対して、資金及び訓練経費の一部を助成	【労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・資金の1/3 短時間労働者の職業訓練等(座学)に要した経費・資金の1/2 労働者の自発的な職業訓練に要した経費・資金の1/2 (注)東日本大震災復興対策の特例措置が適用される場合は、助成率が異なります。 【認定中小企業者等(中小労働法)の事業主が労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 職業訓練等に要した経費・資金の1/2 (労働者の自発的な職業能力開発については1/2を助成)	都道府県労働局
成長分野等人材育成支援事業	健康、環境分野等の事業を行う事業主が、期間の定めのない労働者の雇入れ等を行い、OJTを実施した場合に、訓練費の実費相当を支給 (震災対応分) 東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合に、業種問わず訓練費を助成(OJTも助成対象) (県外高度訓練(震災対応)分) 被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、事業主が負担した受講料や住居費の一部を助成。 (移籍特例分) 健康、環境分野等の事業を行う事業主が、健康、環境分野等以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、職業訓練を行う場合に、OJTも含めて訓練費を助成	1訓練コースにつき、対象労働者1人当たり20万円を上限として支給 (中小企業が大学院を利用した場合には、上限額が50万円) (震災対応分) OJTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOJTで利用した場合には、上限額が50万円 (県外高度訓練分) 授業料等の実費相当及び住居費の3分の2を助成。 1人あたり90万円(授業料等50万円、住居費40万円)を1年間の上限。 (移籍特例分) OJTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成(1コースあたりの上限額は20万円(※)、1人あたり3コースまで) ※大学院をOJTで利用した場合には、上限額が50万円	都道府県労働局 ハローワーク

5. 労働者の雇用管理改善を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
均衡待遇・正社員化推進奨励金	事業主が、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度等、パートタイム労働者又は有期契約労働者と正社員との均衡待遇推進等のために制度を導入・運用し、制度の対象者が出た場合に助成	【正社員転換制度を導入した場合】 ・新たに転換制度を導入し、実際に1人以上転換した場合、一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) ・制度導入から2年以内に2人以上転換した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円(中小企業事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小企業事業主には30万円) 【共通の処遇制度を導入した場合】 一事業主当たり50万円(中小企業事業主には60万円) 【共通の教育訓練制度を導入した場合】 一事業主当たり30万円(中小企業事業主には40万円) 【短時間正社員制度を導入した場合】 ・新たに制度を導入し、1人以上の支給対象労働者に適用した場合、一事業主当たり30万円(中小規模事業主には40万円) ・制度導入から5年以内に、2人以上に適用した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円(中小規模事業主には20万円)、母子家庭の母等の場合は25万円(中小規模事業主には30万円)	都道府県労働局

6. 仕事と家庭の両立支援等に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
両立支援助成金	一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築若しくは建て替え又は保育用具の購入を行った事業主又は事業主団体に対して、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を支給するとともに、子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対して、子育て期短時間勤務支援助成金を支給する。	【事業所内労働者のための保育施設を設置・運営した場合等】 設置に要する費用の2/3(2,300万円限度) 運営に要する費用の1～5年目2/3、6～10年目1/3(運営形態等により限度額を設定) 増築又は建替えに要する費用の1/2(増築1,150万円限度、建替え2,300万円限度) 保育用具等購入に要する費用から自己負担金10万円を控除した額(40万円限度) 【子育て期(子が小学校3年生まで)の労働者が利用できる短時間勤務制度(1日の所定労働時間を短縮する制度等)の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が生じた場合】 100人以下企業 1人目40万円、2～5人目15万円 101人以上企業 1人目30万円、2～10人目10万円	都道府県労働局
中小企業両立支援助成金	働き続けながら子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度を導入し、利用を促進した中小企業事業主等	【育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰させた場合】 15万円 【育児又は介護休業取得者がスムーズに現場に復帰できるようなプログラムを実施した場合】 1人当たり21万円限度 【育児休業取得者を原職等に復帰させ、一年以上継続雇用し、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施した場合】 1人目40万円、2～5人目15万円 【初めて育児休業を取得した労働者が平成18年4月1日以降に出た事業主が一定の要件を備えた育児休業を実施した場合】 1人目70万円、2～5人目50万円	都道府県労働局

7. 労働条件の改善に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
介護労働環境向上奨励金	【介護福祉機器等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行った場合に費用の一部を助成 【雇用管理制度等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、雇用管理制度等を導入し、適切かつ効果的に実施した場合に費用の一部を助成	【介護福祉機器等助成】 新たに導入した機器の導入・運用に要した費用の1/2(1事業主あたりの上限は300万円) 【雇用管理制度等助成】 導入した制度等の導入に要した費用の1/2(導入する制度の内容ごとに上限額を設定。1事業主あたりの上限は100万円)	都道府県労働局 ハローワーク

8. 中小企業を創業する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
地域再生中小企業創業助成金 (地域雇用開発助成金)	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)において、当該地域における重点分野に該当する事業分野で創業し、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として2人以上雇い入れた事業主に対する助成	【10道県:北海道、青森、岩手、秋田、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島及び沖縄県】 創業経費の合計額の1/2を支給、雇入れ奨励金として1人当たり60万円を支給(100人分まで限度) 【11県:宮城、山形、福島、奈良、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀及び大分県】 創業経費の合計額の1/3を支給、雇入れ奨励金として1人当たり30万円を支給(100人分まで限度)	道県労働局 ハローワーク

(注1)各助成金には、それぞれ受給するための要件があります。また、受給できる金額には、上限がある場合があります。詳しくは、上記の各問合せ先にご確認ください。
(注2)中小企業向けの助成金はこれ以外にもあります。詳しくは都道府県労働局・ハローワークにご確認ください。

技 士 会

1. 「監理技術者講習」のお知らせ

平成24年度の「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせします。
今年は、あと1回しかありません。更新時期にきている方は忘れず受講してください。
平成25年度につきましては、本年同様5月、8月、11月に計画します。

日 程	会 場
平成 24 年 11 月 27 日（火）	宮崎県技能検定センター（宮大前）

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 （T E L 0985-31-4696）

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格証の交付を受ける必要があります。

2. 継続学習制度（C P D S）について

C P D Sは、土木施工管理技士に必要な技術力の向上のために加入者が講習会などで学習した場合に、学習した記録（学習履歴）を連合会に登録し、必要な時、連合会が学習履歴証明書を発行するシステムです。

会員は、(社)全国土木施工管理技士会連合会（J C M）のホームページから、新規加入したときに発行される個人ID（C P D S加入者番号）とパスワードでログインします。この2つがないと会社名の変更や学習履歴申請ができないので大切に保管してください。会社名の変更をされた時は、支部を通じて宮崎県技士会にも変更届の提出をお願いします。

学習履歴申請には、講習会主催者発行の受講証明書が必要です。申請期間は、学習履修後1年以内です。代行の場合は講習会主催者が学習履歴申請をします。技士会主催の場合はカードリーダーでの代行申請を基本にしています。

個人で学習プログラムを申請する場合は、講習会後に学習プログラムと学習履歴申請を同時に申請してください。

学習履歴申請等で手続き料金が必要な場合は、一括送金システムになっております。手続きにつきましては、JCMのホームページ・継続学習・その他に詳細が記載されております。

建 退 共

1. 平成24年度建退共制度普及協力事業所に対する 理事長表彰を伝達

平成24年度における建退共制度の普及、協力事業所に対する（独）勤労者退職金共済機構理事長表彰を10月11日（木）宮崎県建設会館会長室で行い、建退共宮崎県支部長である永野宮崎県建設業協会長が伝達しました。

受賞された事業所は次のとおりです。

- 宮崎市（株）佐多技建（代表取締役 濱砂 一生）
- 都城市（株）木 場 組（代表取締役 木場 智彦）

《受賞の理由》

両事業所とも、退職金共済制度の意義を理解し、自社において対象労働者への手帳交付など本制度の適正実施に努めるとともに、機会あるごとに制度への加入の促進に努力している。



2. 建退共宮崎県支部の概況

- ① 建退共加入企業数
3,067社（9月末現在）
- ② 被共済者数（手帳を持っている労働者）
47,604名（9月末現在）
- ③ 退職金の支払い状況（23年度）
支払い件数 1,299件
ポスター支払総額 10億674万円
一人あたり 約78万円
（最高は671万円）



3. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (8月の状況)
	社	名		冊	件	千円	千円
8月末計	3,061	47,571	前年度累計	391,458	44,192	26,232,759	112,514,713
加 入	6	128	当 月 分	790	97	82,911	54,317
脱 退	0	95	24 年 度 分	4,231	733	646,264	239,218
9月末計	3,067	47,604	累 計	395,689	44,925	26,879,023	112,753,931

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（9月分）

1. 適 用

(平成24年9月末現在)

設 立 事 業 所 数	加 入 員 数		
	男	女	計
310 社	3,578	550	4,128

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成24年度）

(金額：円)

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	31	8,381,700	176	50,211,900
	失 権 者	9	1,171,700	52	7,260,100
選 択 一 時 金		2	1,474,700	48	33,410,500
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		19	1,901,700	144	20,133,400
遺 族 一 時 金		1	80,000	3	403,000

(2) 年金受給権者数

(金額：円)

件 数	年 金 額	内 訳					
		全 額 支 給		一 部 支 給		全 額 停 止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
5,817	1,210,562,700	5,714	1,163,485,000	40	24,710,700	63	22,367,000

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	13,066,369,398 円
----------	------------------

建 災 防

1. 「木造家屋建築工事現場の労働災害」が大幅に増加しています！

宮崎県木造家屋建築工事安全対策委員会は、11月～12月を「木造家屋建築工事の労働災害防止強調期間」として、この期間中、各労働基準監督署及び各地区木造家屋建築工事安全対策委員会による木造家屋建築工事現場の安全パトロールを実施し、労働安全衛生法に基づいた改善指導等を行います。

宮崎労働局の発表では、最近、県内の木造家屋建築工事現場における休業災害が大幅に増加しており、先行きが懸念されています。

足場・架設通路及び作業構台に関する労働安全衛生規則が改正され平成21年6月1日から施行されていますが、宮崎労働局において本年7月に実施された住宅建築工事に対する一斉監督の実施結果によりますと、6割の木造家屋建築工事現場における墜落・転落災害防止措置違反が認められ11の工事現場において「作業停止や立入禁止」等の行政処分が行われています。

会員事業場の皆様方の木造家屋建築工事現場においては、「点検資格を有する点検実施者による足場等の安全点検」を確実に実施して頂いて、「危険ゼロで労働災害のない明るい職場」の形成をお願いします。

「重点的点検項目」

- イ 各種作業主任者の選任と職務遂行状況
- ロ 足場、脚立、はしご等の墜落・転落災害防止措置状況
- ハ 丸ノコ等木材加工用機械の接触予防装置の状況
- ニ 電気機械器具等の感電防止措置状況
- ホ 保護帽、安全帯の着用状況

2. 「宮崎県最低賃金の改定」について(宮崎労働局からのお知らせ)

宮崎県最低賃金が時間額653円に改正

宮崎県最低賃金は、本年10月26日から、「時間額653円」に改正されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

〔問合せ先〕

宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

火 薬 保 安 協 会

1. 24年度火薬類取扱保安責任者等試験結果

本年9月2日（日）宮崎サザンビューティ美容専門学校において実施した、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び製造丙種の知事試験の結果は下記のとおりでした。

宮崎県関係は、48名が合格！！ おめでとうございます。

合格者は、早めに知事宛（県・消防保安課）に免状の交付申請を行い、免状の交付を受けてください。

なお、火薬類作業従事者は免状の写しを添付し、火薬保安協会へ保安手帳の交付申請を行い、火薬類保安手帳（黒手帳）の交付を受けてください。

☆ 県内の状況

区 分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受 験 者 数	7 5	2 6	2	1 0 3
合 格 者 数	3 9	7	2	4 8
合 格 率	5 2. 0 %	2 6. 9 %	1 0 0 %	4 6. 6 %

☆ 全国の状況

区 分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受 験 者 数	2, 4 9 0	9 9 9	1 4 6	3, 6 3 5
合 格 者 数	1, 3 1 1	5 7 2	8 6	1, 9 6 9
合 格 率	5 2. 7 %	5 7. 3 %	5 8. 9 %	5 4. 2 %

☆ 県内合格者の養成講習受講状況

区 分	養成講習受講者	養成講習未受講者	計
受 験 者 数	2 0	8 3	1 0 3
合 格 者 数	1 0	3 8	4 8
合 格 率	5 0 %	4 5. 8 %	4 6. 6 %

◎県内の過去3年間の合格率一覧

年 度 別	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
平成24年度	5 2. 0 %	2 6. 9 %	1 0 0 %	4 6. 6 %
平成23年度	3 0. 4 %	4 3. 2 %	0 %	3 4. 3 %
平成22年度	4 6. 3 %	3 0. 8 %	0 %	4 1. 5 %

※全体の合格率は過去3年間で最高でしたが、乙種試験の合格率が低調でした。引き続き受験予定者に対するご指導をお願いします。

2. 講習会の日程について

本年の残りの講習会日程は次のとおりです。保安手帳の有効期限を確認し、講習受講の必要な方は、当協会への受講申込を急いで行ってください。

(1) 責任者及び従事者保安講習会

月 日	曜	開 催 地	講 習 会 場	講 習 時 間
1 1 月 8 日	木	西 都 市	西 都 建 設 会 館	13:00 ~ 17:00
1 2 月 6 日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	13:00 ~ 17:00

(2) 再教育講習会

1 2 月 6 日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	10:00 ~ 17:00
-----------	---	-------	---------------	---------------

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）

西日本建設業保証㈱
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成24年度	385	▲10.5%	12,103	▲13.2%	1,760	0.3%	69,114	10.6%
平成23年度	430	▲3.8%	13,942	4.5%	1,754	▲1.9%	62,462	▲13.8%
平成22年度	447	▲36.5%	13,347	▲40.6%	1,788	▲24.2%	72,470	▲12.2%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

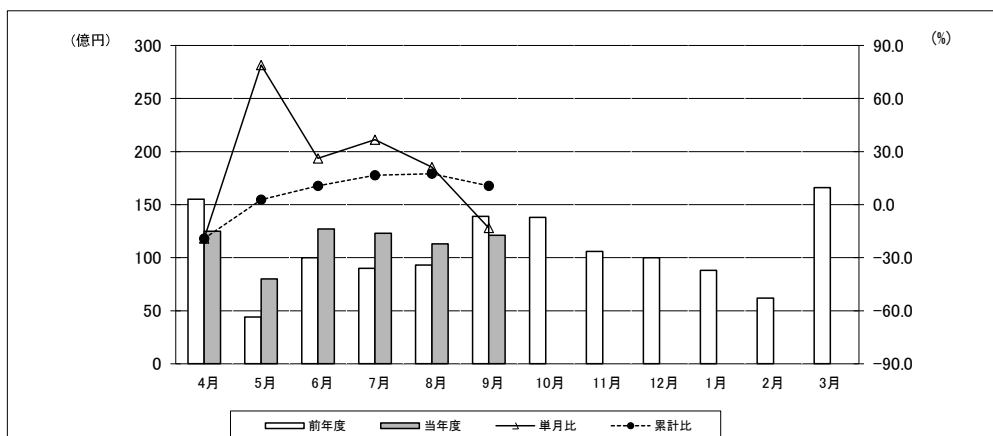
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	37	▲24.5%	3,197	▲0.9%	206	22.6%	19,726	27.4%
独立行政法人等	5	▲28.6%	522	▲81.5%	41	36.7%	12,312	19.6%
県	155	▲3.1%	4,710	23.4%	539	▲8.2%	17,118	7.1%
市 町 村	185	▲11.5%	3,629	▲6.7%	952	0.0%	18,612	▲1.6%
そ の 他	3	▲40.0%	42	▲76.8%	22	29.4%	1,344	▲24.3%
計	385	▲10.5%	12,103	▲13.2%	1,760	0.3%	69,114	10.6%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	103	7.3%	2,851	▲36.8%	404	2.3%	14,490	10.3%
高 岡	12	▲14.3%	157	▲30.9%	57	▲25.0%	808	▲31.2%
西 都	16	▲27.3%	229	▲28.6%	72	0.0%	1,816	0.1%
高 鍋	38	31.0%	2,202	32.5%	103	10.8%	6,045	7.1%
日 南	23	9.5%	861	234.3%	110	▲14.1%	3,496	43.1%
串 間	11	▲47.6%	418	▲9.7%	72	1.4%	1,444	5.3%
都 城	45	▲10.0%	1,051	▲4.0%	237	10.7%	6,014	▲0.2%
小 林	46	▲9.8%	1,092	▲11.8%	186	10.1%	4,704	20.1%
日 向	41	▲4.7%	1,439	11.6%	236	4.0%	16,758	45.9%
延 岡	29	▲34.1%	1,206	▲42.6%	183	▲8.5%	11,218	▲17.7%
西 臼 杵	21	▲46.2%	592	▲23.3%	100	▲8.3%	2,316	28.2%
計	385	▲10.5%	12,103	▲13.2%	1,760	0.3%	69,114	10.6%

< 月別請負金額(前払保証分) >



2. 中間前金払制度のご案内

中間前金払制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、串間市、西都市、三股町、高鍋町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、国土交通省、農林水産省など。

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。

中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成24年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成24年9月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率(件数)	増減率(請負金額)
国立大学法人	4	2,579,850	<	<
宮崎県	66	3,399,645	▲17.5%	▲10.6%
宮崎市	12	729,981	▲36.8%	45.0%
都城市	3	93,502	▲62.5%	▲84.4%
延岡市	16	489,582	60.0%	141.7%
美郷町	2	53,025	100.0%	81.1%
その他	2	81,858	<	▲18.4%
計	105	7,427,445	▲14.6%	40.5%

試験・研修等のご案内

1. 平成24年度建設業経理検定試験のご案内

建設業振興基金では、建設業会計知識の普及および処理能力の向上を目的として、建設業会計に関する検定試験を実施しています。このうち1級・2級は登録経理試験（建設業法施行規則第18条の3）として、3級・4級は当財団独自の検定試験として施行しており、各々の名称は「建設業経理士検定試験（1級・2級）」、「建設業経理事務士検定試験（3級・4級）」となっています。

なお、公共工事に入札しようとする企業が受審しなければならない経理事項審査（建設業法第27条の23）においては、「公認会計士等の数」で1級および2級建設業経理士を「監査の受審状況」で1級建設業経理士を評価しているため、建設業界では大変意義深い資格試験として取り扱われています。是非この機会にお申し込みいただきますようご案内申し上げます。

1. 試験日程

下期試験：第13回 建設業経理士検定試験（1級・2級）

第32回 建設業経理事務士検定試験（3級・4級）

受験申込
受付期間

平成24年11月10日（土）～11月30日（金）〔消印有効〕
※申込書配布期間：平成24年10月25日（木）～11月30日（金）

試験日

平成25年3月10日（日）

合格発表日

平成25年5月10日（金）

【実施機関・お問合せ先】

一般財団法人 建設業振興基金 建設業経理検定試験センター

東京都港区虎ノ門4-2-12 TEL.03-5473-4581

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>

協 賛

（一社）全国建設業協会・（社）全国中小建設業協会・（一財）建設物価調査会・（財）経済調査会・北海道建設業信用保証（株）・東日本建設業保証（株）・西日本建設業保証（株）・専門工事業全国団体 その他建設業関係団体

2. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

3. 試験の内容及び程度

各試験級の内容及び程度は下表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、有効期限内に3科目全てに合格すると1級資格者となります。

級 別	内 容	程 度
1 級	建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析	上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、会社法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。
2 級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計	実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。
3 級	建設業の簿記・原価計算	基礎的な建設業簿記の原理及び記帳並びに初歩的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初歩的な実務を行えること。
4 級	簿記のしくみ	初歩的な建設業簿記を理解していること。

4. 試験日の時間割・試験時間等

試験日の時間割・試験時間・出題数は下表の通りです。試験の時間割・開始時刻等は上期試験と下期試験で異なりますのでご注意ください。

※3級・4級は特別研修にて募集しています。

【下期】

時 間 割	1 時 間 目	2 時 間 目	3 時 間 目
試験級 (試験時間・出題数)	1 級財務諸表 (9:30～11:00・5題)	1 級財務分析 (12:00～13:30・5題)	1 級原価計算 (14:40～16:10・5題)
	4 級 (9:30～11:00・4題)	3 級 (12:00～14:00・5題)	2 級 (14:40～16:40・5題)

5. 複数受験

1級は、1科目受験のほか、2科目または3科目の受験が可能です。また、「2級と3級」、「3級と4級」の組み合わせによる受験も可能ですが、これ以外の組み合わせによる複数受験（例えば1級各科目と2級の組み合わせ）はできません。

なお、複数の級・科目をお申し込みされる場合でも、申込書は1枚でお申し込みできます。

6. 試験地

全国主要都市で実施します。

7. 受験料（消費税込）

1 級（1 科目）……………	7,200円	1 級（2 科目）……………	10,300円
1 級（3 科目）……………	13,300円	2 級……………	6,100円
3 級……………	5,100円	4 級……………	4,100円
2 級・3 級……………	11,200円	3 級・4 級……………	9,200円

※上記受験料のほか、「受験申込書」を入手されて申し込みされる場合は、申込書代として300円（消費税込）が必要となります。また、インターネットで申し込みされる場合は、申込書代は不要ですが、決済手数料として300円（消費税込）が必要です。

8. 申込方法 ―申込期間〔下期試験：11月10日～11月30日〕―

検定試験の申し込みは、以下の2つの方法があります。

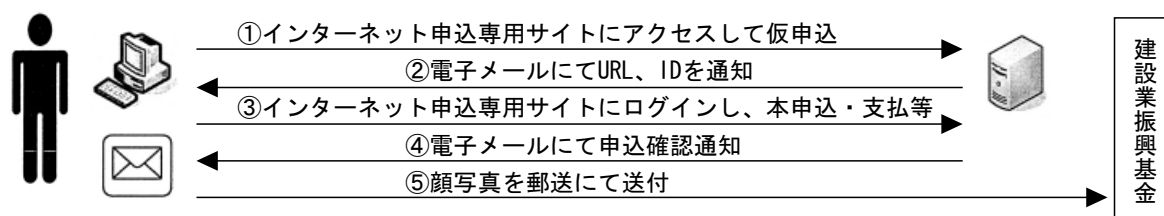
①インターネットによる申し込み

- ・申込者ごとのE-mailアドレスが必要となります
- ・支払方法はクレジットカード決済またはコンビニ決済のいずれかです
- ・写真のみ普通郵便で郵送（※写真送付免除の場合があります。詳しくは「9. 写真送付の免除」をご覧ください）

②「受験申込書」郵送による申し込み

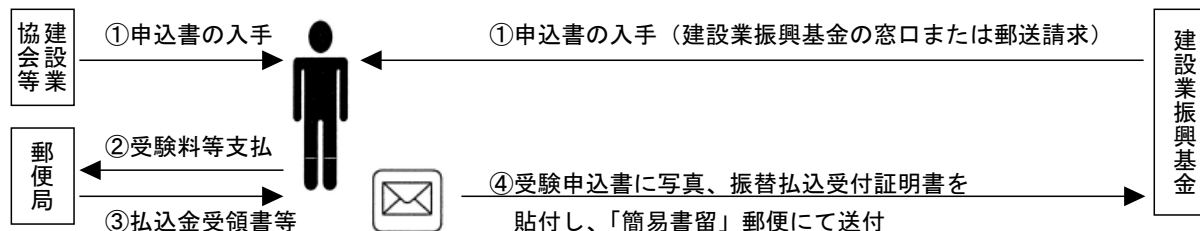
- ・申込書の入手が必要です
- ・支払方法は郵便局またはゆうちょ銀行での払い込みとなります
- ・受験申込書・写真・振替払込受付証明書を「簡易書留」郵便にて郵送（※写真送付免除の場合があります。詳しくは「9. 写真送付の免除」をご確認ください）

①インターネットによる申し込みの流れ



詳細は右記へ → <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>

②「受験申込書」郵送による申し込みの流れ



申込書を下記要領で入手いただき、申込期間内に必要事項をご記入の上、当財団宛てに「簡易書留」郵便にてご郵送ください。なお、受験料のお支払いは申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行でのお支払いとなります。

(1) 窓口での入手

当財団や全国の都道府県建設業協会等の窓口（カウンター等）で下記の期間（土日・祝日・振替休日を含め）、配布しております。

配布部数には限りがございますので、お早めにお求めください。

●配布期間〔下期試験：10月25日～11月30日〕

●申込書代金（300円）は受験料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

●配布先一覧は、次のURL（ホームページ）でご確認いただけます。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>

(2) 郵送請求

上記窓口での入手が困難な方は、①受験申込書送付依頼書（次ページ）に必要事項をご記入の上、②送料分の切手と共に、当財団宛てにお送りいただければ、当方より申込書をお送りいたします。

●取扱期間〔下期試験：10月25日～11月22日（いずれも基金到着分迄）〕

●申込書代金（300円）は当方からお送りする申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局またはゆうちょ銀行で受験料と共に払い込みいただきますので、申込書の郵送請求時には不要です。

【①及び②の送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
 (一財) 建設業振興基金
 建設業経理検定試験センター 試験係

(下期試験：11月22日 到着分迄)

申込書請求部数	送料 (切手)
1 部	140円分
2～3部	240円分
4～14部	350円分
15部以上	宅配便の送料 着払いで送付

※郵送請求の場合、申込書が到着するまでに1週間程度かかりますので、お早めにご請求ください。

9. 写真送付の免除

平成19年度以降の検定試験又は平成20～23年度特別研修の申込者は、写真の送付を免除いたします。この措置をお受けになりたい方は、申込の際に該当する「整理番号」が必要となります。「整理番号」は受験票あるいは可否通知に記載しています。写真送付の免除は顔写真提出後5年間有効です。

10. 1級科目合格の有効期限…1級科目合格に5年の有効期限

1級各科目の合格は、合格通知書の交付日から5年間有効です。合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間に行われる試験において、残りのすべての科目を取得すれば「1級建設業経理士」となり、合格証明書が交付されます。

有効期間内に3科目全てに合格できなかった場合、期間が満了した科目は合格が消滅します。1級取得のためには、合格が消滅した科目を再度受験する必要があります。

■東日本大震災発生に伴う対応といたしまして、大震災発生時（平成23年3月11日）に有効であった科目合格は、有効期限を6ヶ月間延長いたしました。
 【この対応は、第8回試験までの1級科目合格が対象となります。】

11. 参考図書に関する問い合わせ・注文先

当財団では下記の参考書等を発行しています。

- ・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）
- ・初歩の建設業会計（4級）

・ご注文はこちらまで。 → (株) 建設産業振興センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10
 TEL 03-5408-1881 FAX 03-5408-1882

〈切り取り線〉

※この依頼書と送料分の切手を期日までにお送りください。

下期試験：11月22日までに必着

－ 受験申込書送付依頼書 －

受験申込書 送付先住所 ※勤務先に送付する 場合は、会社名や ビル名を必ず記入 してください。	〒 —		
お 名 前	様		
カナ氏名			
電話番号 (日中ご連絡先)	—	—	
申込書請求部数	部	送料 (切手)	円分

太枠内を宛先として申込書をお送りします。

内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。

申込書の請求部数及び送料 (切手) をご記入ください。申込書代金は後払い (受験料と共に払い込み) のため不要です。

書籍等のご案内

国土交通省総覧

2012年版 予約受付中

平成24年9月現在
発行日 10月中旬

国土交通省設立の理念と経緯
政策の骨子、北海道開発庁、国土庁、
運輸省、建設省の国土交通省
合併までの沿革

国土交通省本省、地方出先機関等
の所掌事務及び主要幹部職員と
組織の改正本省職員の配置図及び
大幅な人事異動を一挙4,000名
(H24.9月現在)掲載

この一冊で
国土交通省の全貌が分かる



A4版 並製本 300頁

国土交通省総覧2012年版 申込書

郵送メール便 一部210円

平成 年 月 日

価 格 3,500円 (税・〒別)	申込み部数	冊	金 額	円
-------------------	-------	---	-----	---

〒 Tel ()

住 所 _____

社 名 _____

責任者名 _____

担 当 名 _____

(株) 建設人 社

お申込みはFAX、またはご郵送でお願い致します。

〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-5 芝ダイヤハイツ2F Tel 03-3431-5411 Fax 03-3431-5472

(財) 建設業福祉共済団からのお知らせ

育英奨学金後期分29,514,000円、243名に給付!!

《後期分243名に給付》

共済団は11月5日、平成24年度の育英奨学金の後期分（平成24年10月～平成25年3月まで）として要保育児14名、小学生63名、中学生53名、高校生60名、大学生等53名の計243名に対し29,514,000円を給付しました。

また、その内当団の東日本大震災の支援金を支給された方の子16名（要保育児2名、小学生5名、中学生2名、高校生5名、大学生2名）も対象として、1,704,000円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は6,842人、累計給付額は12億5,892万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済制度の共済金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎給付額は以下のとおりです。

・要保育児……………月額	12,000円	年額	144,000円
・小学生……………月額	12,000円	年額	144,000円
・中学生……………月額	16,000円	年額	192,000円
・高校生……………月額	18,000円	年額	216,000円
・大学生等……………月額	39,000円	年額	468,000円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(財) 建設業福祉共済団

TEL 03-3591-8451

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

建設共済と
ともに歩き、
ともに築く。

労災上乗せ補償から、奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>